

肺がん検診実施要領

1 趣 旨

この要領は、教職員の生活習慣病対策の一環として、肺がんを早期に発見し、もって教職員の健康管理に資するため、その検診についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

全教職員のうち希望する者とする。ただし、当該年度中に人間ドック、公立学校共済組合人間ドック又は地方職員共済組合人間ドックを受診する教職員を除く。（人間ドックにおいて肺がん検診を受診していない場合はこの限りではない。）

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

令和6年 6月～令和6年9月
令和6年12月～令和7年3月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 胸部X線写真（定期又は結核健康診断時に撮影）の読影

イ 問診（調査票による）

ウ かктん細胞診（問診で必要と認めた場合）

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 受診の方法

受診希望者は、「健康診断受診票」により、受診するものとする。また、二次検診を受診する場合は、「共済組合員証」及び「精密検診依頼票」により受診するものとする。

7 結果の通知

各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）は検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後速やかに所属長に通知するものとする。

また、検診機関から所属長を通じ受診者に結果を通知するものとする。

8 受診の際のサービスの取扱い

京都府公立大学法人教職員服務規程第10条の規定により専免とする。